

オンライン資格確認等システムの進捗状況について

1. オンライン資格確認等システムの申込促進について

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入準備状況

1. 現在の申込状況

オンライン資格確認の導入予定施設数 (2021/2/21時点)

<顔認証付きカードリーダー申込数>

74,830施設 (32.8%) / 228,276施設

【内訳】

病院	3,530 /	8,284施設	42.6%
医科診療所	21,883 /	89,113施設	24.6%
歯科診療所	19,168 /	70,937施設	27.0%
薬局	30,249 /	59,942施設	50.5%

※ 病院の申込割合は**4割超 (4県で6割超)**
薬局の申込割合は**5割超 (3県で6割超)**

※ 公的医療機関等は、**国立病院機構、労働者健康安全機構、JCHO、国家公務員共済連合会は100%、都道府県立病院92.5%、市町村立病院85%**
(その他の公的医療機関等における申込状況は厚生労働省HPに掲載)

目標：医療機関等の6割程度での導入 (令和3年3月時点)、概ね全ての医療機関等での導入 (令和5年3月末) を目指す
(令和元年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定)

【参考：健康保険証の利用の申込】

2,706,944件 カード交付枚数に対する割合 **8.2%**

【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請受付数：約3,766万枚 (人口比 29.6%)
交付実施済数：約3,292万枚 (人口比 25.9%)

2. 課題

- **新型コロナウイルス感染症の影響**に加えて、メリットが分かりづらいので**開始されてから導入を検討したい**など、まだ**導入への様子見**がある。
- 病院などでは、**システムベンダによる見積もりが過大**になる傾向。

※ その他、**世界的な半導体不足**によりパソコンが枯渇しており (※特に受付の場所を取らないため需要が大きいノート型PC)、調達に遅れ

3. 今後の対応

- 3月末の追加的な財政支援策の締切に向けて、**全医療機関等に対してリーフレットを再送付**するとともに、**医療関係誌に広告を掲載**する。また、**導入意向調査**を行う。
- 大手システムベンダーに対して**見積の適正化を依頼**するとともに、個別医療機関からの相談に対応していく。
- **導入医療機関等における事例を紹介するHPを作成**し、導入のメリットを具体的な・イメージしやすい形で伝えていく。
- 引き続き、**三師会等医療関係団体からの働きかけ**を依頼する。2

オンライン資格確認導入に向けたご案内

締切間近！

顔認証付きカードリーダーを
令和3年3月31日までにお申込みで

補助上限額までは
自己負担 **0**円 **となります**

オンライン資格確認導入関連費用の
補助金増額期間の締切りが迫っています

【締切】 令和3年3月31日

補助金についての説明動画は
こちらからご覧ください

医療機関等向けポータルサイトのトップページからも閲覧できます



1 ポスター・ステッカーの掲示

マイナンバーカードの保険証利用に**対応する前**に掲示

本リーフレットの中面をマイナンバーカードの保険証利用の開始と貴施設での運用開始時期を告知するポスター(書込式)として掲示してください。

ポスターの空白部分には
 貴施設での対応開始時期をご記入ください。(右例)



マイナンバーカードの保険証利用に**対応開始後**に掲示

貴施設でマイナンバーカードの保険証利用が可能なる事を周知するポスター・ステッカーを掲示してください。

顔認証付きカードリーダーをお申込みいただいた医療機関・薬局に順次発送します。



2 「個人情報保護の利用目的」の更新

患者向けに掲示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、一部更新が必要となります。更新内容は厚生労働省ホームページにて公開中です。

準備作業の詳細はこちらからご確認ください



手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

ポータルサイトでできること

- 顔認証付きカードリーダー申込
- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請 **NEW!**

AIチャットボットの「シカク」です。24時間いつでも疑問に答えます！



メールお問合せ先：医療情報化支援基金

contact@iryohokenjyoho-portal.jp

電話お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター

☎0800-0804583 (通話無料) 月～金：8:00-18:00 土：8:00-16:00

医療機関ポータル 検索

オンライン資格確認の導入事例を紹介（特設ウェブサイトの増設）

- オンライン資格確認を導入した医療機関・薬局（テスト運用に参加した機関）における具体的な事例を、セグメント（病院、医科診療所、歯科診療所、薬局）ごとに紹介する特設ウェブサイトを立ち上げ（3月上旬）。
- 導入イメージ動画、テスト運用医療機関等のインタビュー記事及び導入のポイントを各セグメントごとに掲載。
- 3月上旬から順次事例を追加し、医療機関・薬局の導入作業や顔認証付きカードリーダーの新規申込を促進。

◆ 事例紹介イメージ

導入イメージ動画
2分程度
×
4医療機関等

インタビュー記事
静止画
×
4医療機関等

導入のポイント
QA形式の内容
×
医療機関等区分ごとのポイントを掲載

トップページ



インタビュー記事



2. オンライン資格確認稼働後の 医療機関等を利用する流れについて

オンライン資格確認システムを導入している医療機関・薬局の場合

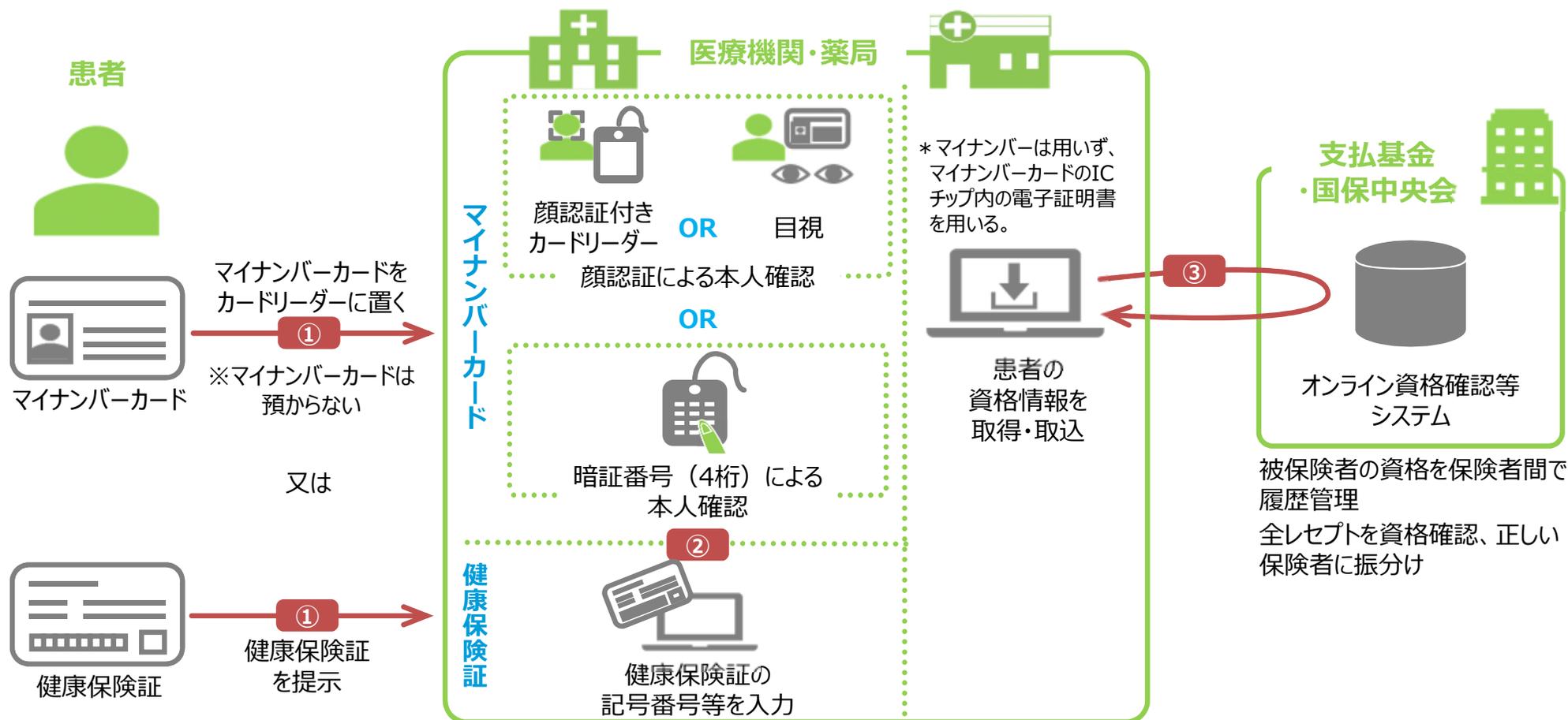
- オンライン資格確認システムを導入している医療機関・薬局では、**マイナンバーカード** 又は **健康保険証** で資格確認を行う。
- 患者の受付の流れ ※医療機関等によって運用の詳細は異なる。

マイナンバーカードを持参した場合【マイナ受付】

- ① マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く。
- ② 顔認証又は暗証番号による本人確認を行う。

健康保険証を持参した場合（現行のまま）

- ① 健康保険証を医療機関・薬局の窓口職員に提示する。



顔認証付きカードリーダーの利用方法について

- 顔認証付きカードリーダーの使い方について、案内資料をカードリーダー周辺に置くこととしています。
その他、患者の方への周知用資料を準備します。
- 利用方法などに関する動画を厚生労働省ホームページに掲載します。

富士通Japan株式会社製用

保険証の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付 

カンタン受付！ カードリーダーに
マイナンバーカードを置いてください



✓ 縦向き
✗ カバーあり ✓ カバーなし

- ✓ 顔写真を表にして縦向きに置いてください
- ✓ カバー等は外してください

マイナンバーカードを置いた後は 画面の指示に従って操作してください



受付完了後はマイナンバーカードを
忘れずにお取りください！

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社製用

保険証の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付 

カンタン受付！ カードリーダーに
マイナンバーカードを置いてください



✓ 横向き
顔写真が表であればどちらでもOK
✗ カバーあり ✓ カバーなし

- ✓ 顔写真を表にして横向きに置いてください
- ✓ カバー等は外してください

マイナンバーカードを置いた後は 画面の指示に従って操作してください



受付完了後はマイナンバーカードを
忘れずにお取りください！

株式会社アルメックス製用

保険証の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付 

カンタン受付！ カードリーダーに
マイナンバーカードを置いてください



✓ 縦向き
✗ カバーあり ✓ カバーなし

- ✓ 顔写真を表にして縦向きに置いてください
- ✓ カバー等は外してください

マイナンバーカードを置いた後は 画面の指示に従って操作してください



受付完了後はマイナンバーカードを
忘れずにお取りください！

病院での受付の導線イメージ（初診）

保険証の場合



診療申込書の記入



診療申込書の受渡し



保険証の受渡し



待ち時間



データの入力



データの誤入力確認



保険証の返却
受付票の受渡し

マイナンバーカードの場合



診療申込書の記入



診療申込書の受渡し



資格確認・各種閲覧同意



待ち時間



データの**内容**確認



受付票の受渡し

- 医療機関の事務職員による患者の保険資格等の入力作業が不要になる。
- 上記に伴い患者の待ち時間が減少する。
- 顔認証付きカードリーダーで、各種閲覧同意確認が可能。

来院

① マイナンバーカードを置く 【患者】



本人確認

② 本人確認方法を選択 【患者】

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

③ 顔の撮影、又は暗証番号を入力 【患者】

顔を枠内に入れてください。

暗証番号を入力してください。

● ● ● ●

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 キャンセル

同意取得

④ 薬剤情報・特定健診情報等の閲覧同意を選択 【患者】

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない・40歳未満の方

完了

⑤ 資格確認等が完了 【患者】

●●××様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方は
[こちら](#)

同意取得 ※高額療養費制度を利用する方のみ

⑥ 提供する情報（限度額情報等）を選択 【患者】

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

完了しました。

マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

選択した場合

特定健診情報とは（特定健診とは）

特定健診とは、生活習慣病(糖尿病等)の予防や早期発見・改善を目的に、医療保険者が40歳以上(74歳以下)の加入者に対して実施する健康診査。特定健診情報はこの特定健診の結果の情報。(75歳以上の者については後期高齢者健診情報)

医療機関で同意した場合に閲覧可能な項目

(注) 下線の項目は後期高齢者健診においては存在しない。

- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
- 特定健診結果情報 (※)
(診察(既往歴等)、身体計測、血圧測定、血液検査(肝機能・血糖・脂質等)、尿検査、心電図検査、眼底検査の結果)
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等) (※)
- メタボリックシンドローム基準の該当判定 (※)
- 特定保健指導の対象基準の該当判定 (※)

※ 令和2年度以降に実施し順次登録された過去5年間分の情報が閲覧可能。

薬剤情報とは

医療機関等を受診し、医療機関等から毎月請求される医科・歯科・調剤・DPCLレセプト(電子レセプト)から抽出した薬剤の情報。

医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

(注) 下線の項目は後期高齢者においては存在しない。

- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
- 薬剤情報 (※)
(調剤年月日、処方医療機関識別、処方区分、使用区分、医薬品名、成分名、用法、用量、調剤数量)

※ 令和3年9月診療分のレセプト(医科・歯科・調剤・DPC)から抽出を開始し、過去3年間分の情報が閲覧可能

閲覧に同意

閲覧が可能となった場合に診療に及ぼす影響

- かかりつけの医療機関以外でも(災害時や旅先)、別の医療機関で患者の情報を確認することができ、より適切で迅速な検査、診断、治療等の実施が可能に
- 複数医療機関を受診する患者の情報を集約して把握でき、患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- 患者が医療従事者からの問診・確認へ対応する負担の軽減につながる(医療従事者側の負担軽減や対面診療の時間短縮にもつながる)

特定健診等データの登録状況周知について

前提

- ・特定健診等データをマイナポータル等で閲覧するためには、保険者において、データをオンライン資格確認等システムに登録する必要がある。
- ・登録は法定報告（健診実施年度の翌年の11月1日までの報告）の機会を活用し登録する他に、月次で随時登録が可能である。

想定される事象

- ・国民がマイナポータルで自身の特定健診等データを閲覧しようとしたが、保険者がデータを登録する前であり、表示されなかった。
- ・保険医療機関等が患者の同意の下特定健診等データを閲覧しようとしたが、保険者がデータを登録する前であり、表示されなかった。

国民（加入者）への登録状況の周知

- ① 保険者が加入者に対して、事前に登録状況及び登録予定日を周知する。
- ② マイナポータルの特定健診等情報の検索画面において保険者によって情報反映の時期が異なる旨周知する。
- ③ マイナポータルに掲載するFAQ内で、保険者によって情報反映の時期が異なる旨周知する。
- ④ 各保険者の登録状況を厚生労働省HPに掲載する。

保険医療機関等への登録状況の周知

- ① 医療機関向け運用マニュアルにおいて周知する。
- ② 医療機関向けポータルサイトのお知らせに掲載して周知する。
保険者の登録状況一覧（厚生労働省HP）を掲載して周知する。
- ③ 医療機関向けポータルサイトに登録している医療機関等にメールして周知する。
保険者の登録状況一覧（厚生労働省HP）を通知して周知する。

患者本人の意思表示がない限り、健康・医療情報が共有できない仕組み

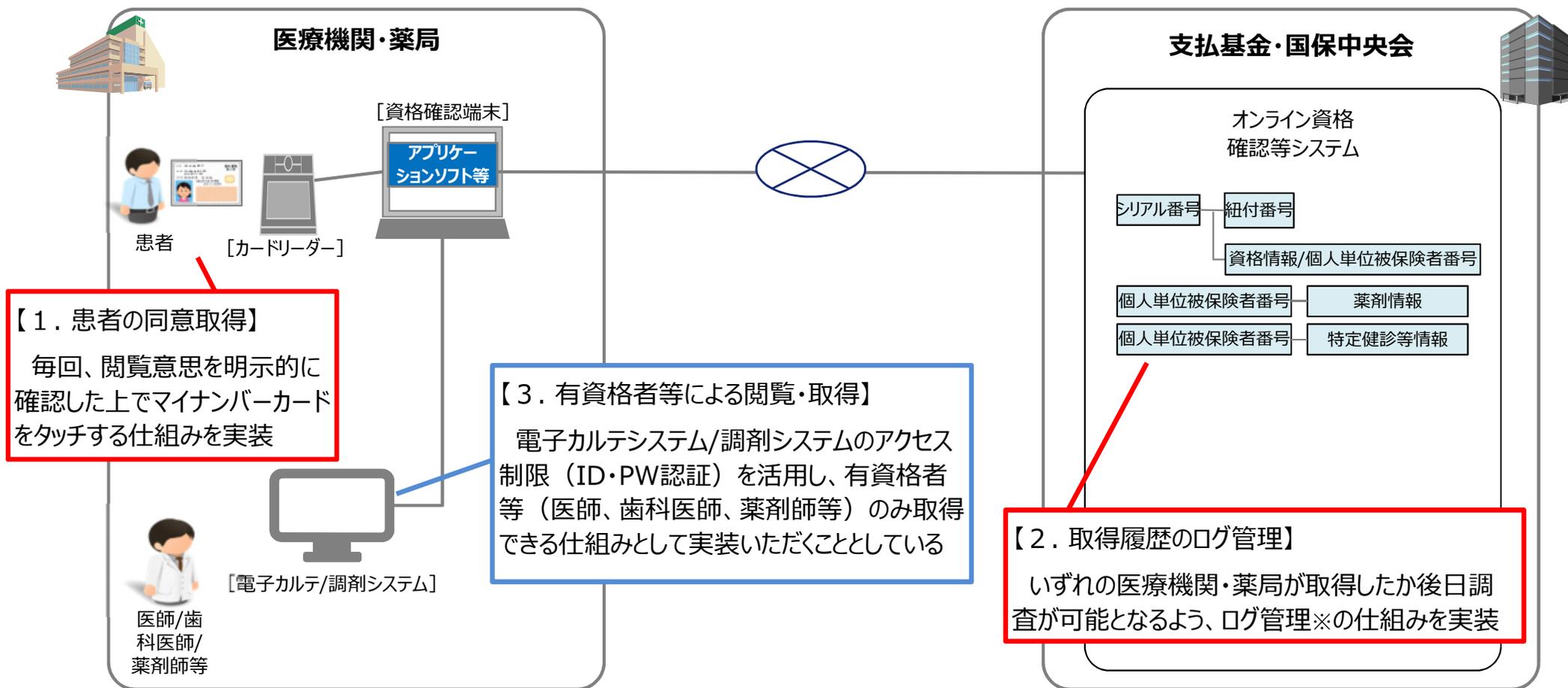
- 医療機関・薬局が薬剤情報・特定健診等情報を閲覧するには、**患者の同意が必要**であり、患者本人の意思表示がない限り、健康・医療情報が共有できない仕組みとなっている。
(**患者本人が提供に関して心配等がある場合は、医療機関・薬局に提供しなくてもよい。**)
- 医療機関・薬局の有資格者等が薬剤情報・特定健診等情報を閲覧した場合には、オンライン資格確認等システムに**ログが残る**仕組みとなっている。また、医療機関・薬局において、ガイドライン※に準拠し、**有資格者等のみが閲覧できる**仕組みとなっている。

※「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」

	仕組み
1. 患者の同意取得	患者が医療機関・薬局で毎回、閲覧意思を明示的に確認された上で、マイナンバーカードで同意
2. 取得履歴のログ管理	支払基金・国保中央会のオンライン資格確認等システムに、医療機関・薬局が閲覧した場合のログが残る※の仕組みを実装 ※患者本人はマイナポータルで情報を提供した日時や医療機関・薬局名等を確認可能
3. 有資格者等による閲覧・取得	医療機関・薬局で使用している電子カルテシステム/調剤システムのアクセス制限（ID・PW認証）を活用し、有資格者等（医師、歯科医師、薬剤師等）のみ取得可能 セキュリティガイドラインに準拠

患者本人の意思表示がない限り、健康・医療情報が共有できない仕組み

- 薬剤情報・特定健診等情報の閲覧に際しては、**同意意思を明示的に確認した上でマイナンバーカードによる本人確認をしていただく**ことにより、患者本人からの同意取得を毎回行うことをシステム上で担保することとしています。（過去に知り得た被保険者番号を悪用した取得等ができないような仕組み）
- また、資格確認端末上で表示できない仕組みや電子カルテ/調剤システムに原則導入済みの仕組み（アクセス制限）により、**有資格者等のみが取得できる**ことをシステム上で担保することとしています。（受付職員による取得等ができないような仕組み）



— : オンライン資格確認等システム側サーバー

— : 医療機関側システムサーバー

※ ログはマイナポータルで確認可能

参考：マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みについて

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**健康保険証利用の申込みが必要**です（原則、**生涯1回のみ**）。
- 3月以降、医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができるが、**医療機関等において待ち時間が発生することを防ぐため、あらかじめ手続きをお願い**していただきます。
- 健康保険証利用の申込みを事前に行うには、マイナンバーカードと**カードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォン、PC+ICカードリーダー）を用いる必要**があります。
その他、**セブン銀行のATM（3月開始予定）**や**一部チェーン薬局の窓口**でも申込が可能となる予定です。

カードリーダー機能を備えたデバイスを被保険者や家族等が**所持している**場合

▶ 「マイナポイントアプリ」をインストールして申込み

インストールした「マイナポイントアプリ」にてマイナポイント申込後、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込（一括登録）を行う。

マイナポイントアプリ



マイナポータルAP



・マイナンバーカード読み取り可能機種
iPhoneの場合：iPhone7以降
Android端末：81機種
(2019年8月31日現在)

▶ 「マイナポータルAP」をインストールして申込み

マイナポータルにおいてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

カードリーダー機能を備えたデバイスを**所持していない**場合

▶ 各市区町村において設置するマイナポータル用端末等から申込み

各市区町村において設置するマイナポータル用端末等から、マイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

マイナポータル用端末



▶ 医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから申込み（令和3年3月（予定）以降）

医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから、マイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

顔認証付きカードリーダー



※ **その他、セブン銀行のATMや一部チェーン薬局の窓口でも申込が可能となる予定**

3. オンライン資格確認等システムのセキュリティについて

① 落としても他人が使うことができない

- 顔写真入りのため対面での悪用は困難。
- オンラインで使用するためには本人しか知らない暗証番号が必要。
- 不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組み。

② 大切な個人情報は入っていない

- プライバシー性の高い情報はマイナンバーカードのICチップに入っていない。
- 税や年金などの情報は、各行政機関において分散して管理。
⇒ 仮にマイナンバーが他人に知られても芋づる式に個人情報が漏れることはない。

③ 24時間365日体制で一時利用停止を受付

マイナンバーカードの安全性

総務省HP 公表資料一部改変
「マイナンバーカードの安全性」
(令和2年4月8日)

表



- なりすましはできない
✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難。

裏



- マイナンバーを見られても個人情報盗まれない
✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。

- 大切な個人情報は入っていない
✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。
- オンラインの利用にはマイナンバーは使われない
- 万全のセキュリティ対策
✓ 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
✓ アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
✓ 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

知って安心！マイナンバーカードの使い方

総務省HP 公表資料一部抜粋
「マイナンバーカードの安全性」
(令和2年4月8日)

持ち歩き方



普通に持ち歩いていいの？

ええんじゃよ。キャッシュカードの感覚が近いかの。失くさないようにするのじゃよ！



暗証番号



暗証番号を友達に教えても大丈夫？

キャッシュカードと同様、他人に教えてはいけないのじゃ。
暗証番号はマイナンバーカードを利用するために必要な大事なもののじゃよ！



提示方法



銀行や勤務先などでマイナンバーの提示を求められたときはどうすればいい？

おもて・うら両面を見せるのじゃ。



じゃあレンタルショップなどで、身分証明書として使うときは？



おもて面を見せるのじゃ。
その際、うら面のマイナンバーは見られても大丈夫じゃが、マイナンバーを書き留めたりコピーを取ることはダメなのじゃ。



SNSへカードの画像の投稿は??



こんなに安全なら、カードを自慢しても大丈夫？

マイナンバーを誰かに知られても大丈夫なように安全対策は施されているが、不特定多数の目に入る場所への投稿は禁止されているのじゃ！



オンライン資格確認等システムにおけるセキュリティ対策

- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版※」に準拠し、ネットワークに接続した医療機関・薬局側に対し、ネットワークを介した不正アクセスや提供データの改ざん等が生じないように、対策を講じている。

アクセス・利用制限	<ul style="list-style-type: none"> 情報資産へのアクセスを許可された者のみに限定するため、利用する主体（職員、システム運用要員、医療機関・薬局）を識別するための認証を行う。 管理者に対するアクセス制御を検討し、内部の要員によるデータ漏えいを防止する仕組みを実現する。
セキュリティリスク分析・セキュリティ診断・セキュリティリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 設計・開発するソフトウェアの緊急性の高いセキュリティパッチなどの適用を適宜正確かつ迅速に行う。脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにする。
マルウェア対策	<ul style="list-style-type: none"> アンチウイルスソフトウェア等の導入によりマルウェアへの対策を講じるための機能を備える。 外部ネットワークからのマルウェア（ウイルスを含む悪意のあるソフトウェアの総称）の侵入や、万が一マルウェアに侵入された場合の外部ネットワークへの不正な通信等を監視し、侵入の検知、防止及び当該マルウェアによる通信の遮断等を行う。
データの秘匿	<ul style="list-style-type: none"> 情報の搾取や漏えいを防止するため、保護すべき情報に対してアクセス制御を行うことに加えて、保存された情報及び情報にアクセスするための通信回線を暗号化する機能を備える。
鍵管理	<ul style="list-style-type: none"> 公的個人認証における利用者証明用電子証明書の暗証番号入力を不要とする認証に関する秘密鍵は、耐タンパー装置（ICチップ自身が有する偽造目的の不正防止策）を利用し、安全に保管する。
不正アクセス・内部不正対策	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク機器及びサーバー機器への不正アクセス等による被害を極小化するため、全てのサーバー、ネットワーク機器およびサーバ機器への不正アクセスの防止や万が一侵入された場合の検知・通知を行う。 正当な権限を持つ内部職員による内部不正や、外部攻撃によるセキュリティインシデントの放置を防止するため、ログ等の証跡に対し、当該事象を特定できるようにする。
ネットワーク対策	<ul style="list-style-type: none"> 通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上で遮断する機能を備える。不正な通信、サービス停止攻撃等に対し通信の遮断や通信量の抑制、レピュテーション情報を活用したセキュリティ監視等により、サービス停止の脅威を軽減する機能（自動的に遮断する仕組みも含める）を備える。
Web対策	<ul style="list-style-type: none"> L7レイヤー（具体的なアプリケーションの動作に関して取り扱う層）までのセキュリティ対策（不正なCookie（利用者がWebサイトを訪問したときに、利用したブラウザに送られてくるテキストデータ）、URLの改ざんなどへの対応）を行う。 DDoS（Distributed Denial of Service：分散型サービス拒否）攻撃を回避する仕組みを設ける。新たに発見された脅威に対し、速やかに対応する必要がある場合、WAF（Web Application Firewall：Webアプリケーションの脆弱性を突いた攻撃に対するセキュリティ対策のひとつ）の導入による対策が必要。WAFを導入した場合に、WAFを経由した攻撃等にも対処を実施する。

※ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275.html>）